

令和4年9月 8日 開会
令和4年9月28日 閉会
(定例第7回)

大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第146号

令和4年第7回大山町議会定例会を次のとおり招集する

令和4年9月2日

大山町長 竹口 大紀

- 1 日 時 令和4年9月8日（木） 午前10時
- 2 場 所 大山町役場議場
- 3 付議事件 提出案件表のとおり

○開会日に応招した議員

小 谷 英 介	西 本 憲 人
豊 哲 也	島 田 一 恵
森 本 貴 之	池 田 幸 恵
門 脇 輝 明	大 原 広 巳
大 杖 正 彦	大 森 正 治
杉 谷 洋 一	近 藤 大 介
吉 原 美 智 恵	岡 田 聡
野 口 俊 明	米 本 隆 記

○応招しなかった議員

なし

第 7 回 大 山 町 議 会 定 例 会 議 録 (第 1 日)

令和 4 年 9 月 8 日 (木曜日)

議 事 日 程

令和 4 年 9 月 8 日 (木曜日) 午前 10 時 開会

1 開会 (開議) 宣告

2 議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

①政務報告

②報告第 14 号 令和 3 年度決算に基づく大山町健全化判断比率の報告について

③報告第 15 号 令和 3 年度決算に基づく大山町資金不足比率の報告について

④報告第 16 号 長期継続契約締結の報告について

日程第 4 議案第 73 号 大山町印鑑条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第 74 号 大山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 75 号 大山町営住宅条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 76 号 工事請負契約の締結について (旧光徳小学校校舎等解体工事)

日程第 8 議案第 77 号 財産の取得について (ロータリー除雪車)

日程第 9 議案第 78 号 財産の取得について (除雪用 2 t 級ダンプ)

日程第 10 議案第 79 号 令和 3 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 11 議案第 80 号 令和 3 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 12 議案第 81 号 令和 3 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 13 議案第 82 号 令和 3 年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 14 議案第 83 号 令和 3 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 15 議案第 84 号 令和 3 年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 16 議案第 85 号 令和 3 年度大山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 17 議案第 86 号 令和 3 年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- て
- 日程第 18 議案第 87 号 令和 3 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 議案第 88 号 令和 3 年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 議案第 89 号 令和 3 年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 21 議案第 90 号 令和 3 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 22 議案第 91 号 令和 3 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 23 議案第 92 号 令和 3 年度大山町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 24 議案第 93 号 令和 3 年度大山町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 25 議案第 94 号 令和 4 年度大山町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 26 議案第 95 号 令和 4 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 27 議案第 96 号 令和 4 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算
（第 2 号）
- 日程第 28 議案第 97 号 令和 4 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算
（第 2 号）
- 日程第 29 議案第 98 号 令和 4 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 30 議案第 99 号 令和 4 年度大山町水道事業会計補正予算（第 3 号）

● ●

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

● ●

出席議員（16 名）

1 番 小 谷 英 介	2 番 西 本 憲 人
3 番 豊 哲 也	4 番 島 田 一 恵
5 番 森 本 貴 之	6 番 池 田 幸 恵
7 番 門 脇 輝 明	8 番 大 原 広 巳
9 番 大 杖 正 彦	10 番 大 森 正 治
11 番 杉 谷 洋 一	12 番 近 藤 大 介
13 番 吉 原 美 智 恵	14 番 岡 田 聰
15 番 野 口 俊 明	16 番 米 本 隆 記

欠席議員(なし)

欠員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 野 間 光 書記 …………… 三 谷 輝 義

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 竹 口 大 紀 教育長 …………… 鷺 見 寛 幸
副町長 …………… 吉 尾 啓 介 総務課長 …………… 金 田 茂 之
財務課長…………… 井 上 龍 代表監査委員 …………… 石 黒 澄 男

午前 10 時 開会

○議長(米本 隆記君) 皆さん、おはようございます。

皆さんにお知らせします。防災無線等で定例議会開会のお知らせにおいて、本日の初日に契約に関する議案の採決まで行うとお知らせしましたが、契約に関する 3 議案の採決は、明日の議案質疑の際に行いますので、訂正しお知らせします

○議会事務局長(野間 光君) 互礼を行いますので、ご起立下さい。一同礼。
着席してください。

開会・開議・議事日程

○議長(米本 隆記君) ただいまの出席議員は 16 人です。

定足数に達しておりますので、令和 4 年第 7 回大山町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長(米本 隆記君) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、14 番 岡田 聡議員、15 番 野口俊明議員を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長(米本 隆記君) 日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 9 月 28 日までの 21 日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月28日までの21日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（米本 隆記君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、本会期中の会議に説明のため出席を求めた者の職・氏名は、お手元に配布の議案説明員報告書のとおりであります。

次に、監査委員から、お手元に配布のとおり、例月出納検査結果の報告がありました。検査資料は、事務局にありますので閲覧してください。

次に6月定例会において可決した意見書は、6月24日に関係方面へ提出いたしました。

本定例会に町長から提出された議案は、お手元に配布の提出案件表のとおりであります。

次に町長から、政務報告から報告第16号 長期継続契約締結の報告についてまで、計4件の報告の申し出があります。これを許します。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 皆さん、おはようございます。

本日からの9月定例議会どうぞよろしくお願いいたします。

それでは令和4年9月定例議会における政務報告といたしまして、6月定例議会以降における各種事務事業の取組み状況について、その主なものをご報告いたします。

まずは住民課関係の海の日海岸清掃についてです。

地域の環境美化と意識の啓発を図るため、7月18日に「第22回海の日海岸清掃」を行いました。末吉・平田海岸で、地元の集落、地域自主組織、各種団体など、およそ200人に参加していただき、約1トンのごみを回収することができました。

また、中山地区でも、地域自主組織による海岸清掃が実施されております。今後も海岸の環境保全活動を推進してまいります。

続きまして、健康対策課関係の新型コロナワクチン4回目接種についてです。

新型コロナワクチン4回目接種につきましては、集団接種を7月14日から開始し9月11日まで、個別接種を町内医療機関において9月3日から実施しています。9月6日現在で60歳以上の接種率と接種者数は68.8%で5,016人、また、18歳以上60歳未満における基礎疾患を有する方並びに医療・高齢者施設従事者の方で接種を受けられた方は293人となっています。

次に水道課関係の水道事業についてです。

令和3年度から繰り越しておりました名和第3水源整備工事につきまして、6月末に全ての工事が完了しました。

新水源の運用は 10 月頃を予定しておりますが、これにより、名和地区・御来屋地区の水道水の安定供給が可能となります。

最後に観光課関係の日本遺産認定継続についてです。

平成 28 年度認定地域対象の日本遺産総括評価・継続審査結果が 7 月 29 日に公表され、大山山麓地域の日本遺産「地蔵信仰が育んだ日本最大の大山牛馬市」は認定継続となりました。今後も周知、啓発と活用に取り組んでまいります。

続きまして報告第 14 号 令和 3 年度決算に基づく大山町健全化判断比率の報告については、令和 3 年度決算に基づく健全化判断比率を、監査委員の意見を付けて議会にご報告するものであります。

健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の 4 つの指標で、財政状況を判断するものであり、本町の指数はお手元に配布のとおり、いずれの指数も早期健全化判断基準を下回っております。

続きまして報告第 15 号 令和 3 年度決算に基づく大山町資金不足比率の報告については、令和 3 年度決算に基づく資金不足比率を、監査委員の意見を付けて議会にご報告するものであります。

資金不足比率は公営企業会計が対象で、資金不足額が事業規模に占める割合を示すものであります。

本町では、お手元に配布のとおり資金不足を生じた公営企業会計はありません。

続きまして報告第 16 号 長期継続契約締結の報告については、大山町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 4 条の規定に基づき、委託契約等を締結いたしましたので、議会にご報告するものであります。

契約の内容等につきましては、お手元に配布しております「長期継続契約締結報告書」のとおりであります。

以上で、報告の説明を終わります。

○議長（米本 隆記君） これで諸般の報告を終わります。

日程第 4 議案第 73 号 ～ 日程第 9 議案第 78 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 4、議案第 73 号 大山町印鑑条例の一部を改正する条例についてから日程第 9、議案第 78 号 財産の取得について（除雪用 2 t 級ダンプ）までの 6 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 議案第 73 号 大山町印鑑条例の一部を改正する条例については、個人番号カードを使用して、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機から印鑑登録証明書の交付を受けることができる規定を定めるため、条例の一部を改正するものでございます。

なお、この条例は、令和 5 年 1 月 20 日から施行するものとしております。

続きまして議案第 74 号 大山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、国において、育児休業の取得回数制限の緩和等の改定が行われることに伴い、地方公務員法第 24 条の規定に基づき、本町においても同様の改定を行うものであります。

なお、この条例は令和 4 年 10 月 1 日から施行するものとしております。

続きまして議案第 75 号 大山町営住宅条例の一部を改正する条例については、現在空き家となっております茶畑団地について、3 戸 2 棟の住宅を解体し、管理戸数を 6 戸から 3 戸減らして、3 戸とするものであります。

なお、この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行するものとしています。

続きまして議案第 76 号 旧光徳小学校校舎等解体工事に掛かる工事請負契約の締結については、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

本工事は、令和 4 年 7 月 28 日に 6 業者を指名し競争入札を実施したところ、税込金額 9,185 万円で、有限会社権田工務店が落札し、令和 4 年 8 月 1 日付で工事請負仮契約を締結したところであります。

なお、工期は、本契約締結の日の翌日から令和 5 年 3 月 27 日までとしております。

続きまして議案第 77 号 ロータリー除雪車に係る財産の取得については、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、本議会の議決を求めるものであります。

この度購入するロータリー除雪車は、平成 19 年度より所有しているロータリー除雪車を更新するもので、4 業者を指名して 8 月 8 日に競争入札を実施した結果、税込み金額 5,434 万 9,290 円で、三協建機株式会社が落札し、8 月 12 日付けで物品購入仮契約を締結したところであります。

なお、納入期限は令和 5 年 7 月 31 日としております。

続きまして議案第 78 号 除雪用 2 t 級ダンプに係る財産の取得については、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、本議会の議決を求めるものであります。

この度購入する 2 t 除雪トラックは、平成 22 年度より所有している除雪用 2 t 級ダンプを更新するもので、5 業者を指名して 8 月 19 日に競争入札を実施した結果、税込み金額 775 万 5,350 円で、有限会社 松井オートサービスが落札し、8 月 22 日付けで物品購入仮契約を締結したところであります。

なお、納入期限は令和 5 年 8 月 31 日としております。

以上で提案理由の説明を終わります。

日程第 10 議案第 79 号 ~ 日程第 24 議案第 93 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 10、議案第 79 号 令和 3 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 24、議案第 93 号 令和 3 年度大山町水道事業会計決算の認定についてまで、計 15 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 議案第 79 号 令和 3 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定については、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度大山町一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものであります。

令和 3 年度の一般会計の収支につきましては、歳入総額 129 億 9,702 万 1,117 円に対し、歳出総額は 121 億 5,190 万 2,825 円で、歳入歳出差引額は 8 億 4,511 万 8,292 円となっております。

このうち、翌年度へ繰越すべき財源 3 億 9,472 万 6,000 円を控除いたしますと、本会計の実質収支額は、4 億 5,039 万 2,292 円であります。

それでは、決算の概要について歳入からご説明を申し上げます。

歳入決算額は、予算現額 139 億 815 万 6,000 円に対し、調定額 131 億 645 万 3,747 円、収入済額 129 億 9,702 万 1,117 円で、町税と分担金を合わせて 501 万 8,861 円を不納欠損しておりますので、収入未済額は 1 億 441 万 3,769 円となっております。

収入済額は、予算現額に対して 93.4%、調定額に対して 99.2%の収入状況となっております。

未収金につきましては、令和 2 年度と比較して 2,970 万 9,593 円減少しました。未収金につきましては、引き続き減少に向けて努力してまいりますので、議員各位、また町民の皆様にもご理解をお願いする次第であります。

令和 3 年度の歳入の特徴ですが、まずは町税が令和 2 年度と比べ 1,256 万 8,752 円減の 15 億 7,547 万 3,680 円となりました。これは、新型コロナウイルス感染症に係る固定資産税の軽減措置による減などが主な要因となっております。

次に、地方交付税ですが、令和 2 年度と比べ 3 億 5,275 万円増の 53 億 6,000 万 1,000 円となりました。これは、普通交付税の地域デジタル社会推進費などの基準財政需要額が増加したことが主な要因となっております。

次に、国庫支出金ですが、令和 2 年度と比べ 15 億 379 万 3,949 円減の 13 億 9,945 万 3,393 円となりました。これは、特別定額給付金事業補助金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の減などが主な要因となっております。

次に、県支出金ですが、令和 2 年度と比べ 2 億 5,671 万 8,085 円増の 15 億 3,671 万 8,539 円となりました。これは、合板・製材・集成材国際競争力強化輸出促進対策補助金などが主な要因となっております。

次に、繰入金ですが、令和 2 年度と比べ 2 億 5,078 万 4,208 円減の 3 億 2,281 万 8,879 円となりました。これは、中山清掃センター解体工事に伴う公共施設整備基金からの繰入金の減などが主な要因となっております。

歳入全体としましては、町税などの自主財源は 25.6%となっており、残りの 74.4%は地方交付税などの依存財源となっております。

続きまして、歳出についてであります。歳出決算額は、予算現額 139 億 815 万 6,000 円に対し、支出済額 121 億 5,190 万 2,825 円で、予算現額に対します執行率は、87.4%であります。また、翌年度に繰り越す額 10 億 2,099 万 3,000 円を控除した不用額は 7 億 3,526 万 175 円であります。

以上、令和 3 年度大山町一般会計の歳入歳出決算の概要についてご説明を申し上げましたが、詳細につきましては、配付しております令和 3 年度決算審査資料をご覧くださいますようお願いいたします。

続きまして、議案第 80 号 令和 3 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、本会計の歳入歳出決算額は、歳入歳出とも 56 万 2,930 円であります。

歳入の主なものは、土地開発基金から生じた利子 9 万 9,935 円と、土地取得基金が保有する土地の貸付収入 46 万 2,995 円であります。

歳出につきましては、公有財産取得費の 56 万 2,930 円で、土地開発基金に繰り出しをしております。

なお、土地開発基金の現金残高は、令和 3 年度末現在で約 1 億 4,436 万円となっております。

続きまして議案第 81 号 令和 3 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本会計の歳入歳出決算額は、歳入歳出とも 1,784 万 5,757 円あります。

はじめに歳入の主なものについてご説明いたします。

第 5 款県支出金 560 万円は、住宅新築資金等貸付金償還にかかる県補助金であります。

第 20 款諸収入 1,027 万 9,757 円は、貸付金元利収入で、収入未済額は 2 億 5,589 万 7,475 円となっております。

次に歳出の主なものについてご説明いたします。

第 5 款総務費 1,681 万 917 円は、一般会計繰出金などあります。第 10 款公債費 103 万 4,840 円は元金及び利子の償還金であります。

続きまして議案第 82 号 令和 3 年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入の決算総額 2,368 万 1,322 円に対し、歳出総額は 2,366 万 5,464 円で、差引残額 1 万 5,858 円を翌年度に繰り越すものであります。

業務の状況ですが、令和 3 年度末で給水戸数 312 戸、給水人口 718 人、年間の有収水量は 8 万 1,341 立方メートルとなっており、施設の適切な維持管理に努めました。

続きまして議案第 83 号 令和 3 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、本会計の決算額は、歳入総額 20 億 8,251 万 445 円に対し、歳出総額 20 億 8,006 万 7,479 円であり、差引残額 244 万 2,966 円を翌年度に繰り越すものです。

国民健康保険税の適正な賦課徴収に努め、3 億 5,867 万 8,309 円を収納、各種保険給

付など、健全な事業運営を行っております。

なお、令和 3 年度の年間 1 人当たりの医療費は約 41 万 5,000 円、給付費は約 35 万 7,000 円であり、いずれも前年度からは増加しておりますが、医療費、給付費とも総額では、前年度から 4,000 万円程度減少しております。

続きまして議案第 84 号 令和 3 年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定については、大山町国民健康保険名和診療所、大山診療所及び大山口診療所の 3 診療所を合わせた診療施設勘定決算であります。

歳入総額 3 億 1,186 万 1,629 円に対し、歳出総額は同額の 3 億 1,186 万 1,629 円であります。

歳入の主なものをご説明いたします。

第 5 款診療収入 1 億 9,817 万 3,197 円は、外来での診療報酬収入及びその一部負担金収入であります。第 15 款使用料及び手数料 2,671 万 7,138 円は、文書料、健康診断及び予防接種手数料であります。第 30 款繰入金 6,052 万 8,654 円の内訳は、診療施設整備及び医療機器購入に係る起債償還分などあります。

続いて歳出について説明をいたします。

第 5 款総務費 1 億 9,991 万 677 円は、人件費及び診療所維持運営費が主なものであります。第 10 款医業費 9,009 万 1,230 円は、医薬材料代、臨床検査委託料が主なものであります。

続きまして議案第 85 号 令和 3 年度大山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、本会計の決算額は、歳入総額 2 億 2,494 万 9,515 円に対し、歳出総額 2 億 2,419 万 7,010 円であり、差引残額 75 万 2,505 円を翌年度に繰り越すものです。

保険料の適正な賦課徴収に努め、1 億 5,666 万 4,107 円を収納、保険料等負担金と広域連合事務費負担金として 2 億 2,141 万 6,878 円の支出など広域連合と連携し、適正な事業運営を行いました。

続きまして議案第 86 号 令和 3 年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、本会計の決算額は、歳入総額 24 億 9,789 万 7,784 円に対し、歳出総額 23 億 6,697 万 9,994 円であり、差引残額 1 億 3,091 万 7,790 円を翌年度に繰り越すものであります。保険給付、地域支援事業など、適正かつ安定した事業運営を行い、介護保険給付費準備基金へ 5,381 万 8,000 円の積み立てを行っております。

なお、令和 3 年度の 65 歳以上被保険者年間 1 人当たりの給付費は約 34 万 8,000 円となっております。

続きまして議案第 87 号 令和 3 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入の決算総額 4 億 8,367 万 3,273 円に対し、歳出総額は、4 億 8,362 万 1,002 円で差引残額 5 万 2,271 円を翌年度に繰り越すものであります。

農業集落排水事業の処理区は町内 16 処理区ございますが、接続人口は令和 3 年度末で 6,808 人となっております。処理施設の適切な維持管理に努めました。

続きまして議案第 88 号 令和 3 年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入の決算総額 4 億 614 万 4,286 円に対し、歳出総額は、4 億 434 万 4,459 円で差引残額 179 万 9,827 円を翌年度に繰り越すものであります。

公共下水道事業の処理区は町内 4 処理区ございますが、接続人口は令和 3 年度末で 5,732 人となっており、処理施設の適切な維持管理に努めました。

続きまして議案第 89 号 令和 3 年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本会計の決算額は、歳入総額 5,782 万 4,733 円に対し、歳出総額 4,728 万 7,536 円であり、差引残額 1,053 万 7,197 円を翌年度に繰り越すものであります。

決算書 5 ページからの歳入歳出決算事項別明細書により、歳入から主なものをご説明いたします。第 25 款諸収入のうち、第 5 項収益事業収入 4,342 万 2,921 円は、電力の売電収入であります。

次に歳出についてご説明いたします。

第 5 款総務費は、風力発電所の管理運営費であり、主なものとして、風車機器等の補修に係る施設修繕料 588 万 2,800 円、風力発電所の保守点検業務委託料 627 万円であります。

また、風力発電事業基金へ 2,879 万 2,000 円の積み立てを行っております。

続きまして議案第 90 号 令和 3 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本会計の決算額は、歳入総額 728 万 2,504 円に対し、歳出総額は 521 万 7,504 円で、翌年度へ繰越すべき温泉設備修繕に係わる繰越明許費繰越額 206 万 5,000 円を控除いたしますと、本会計の実質収支額は、521 万 7,504 円であります。

主な歳入では、指定管理者並びにナスパルタウン等からの温泉使用料 383 万 200 円で、主な歳出では、施設修繕料 102 万 7,400 円、指定管理委託料 370 万円であります。

続きまして議案第 91 号 令和 3 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入の決算総額 2,539 万 5,304 円に対し、歳出の決算総額 2,457 万 7,330 円で、差引残額 81 万 7,974 円を翌年度に繰り越すものであります。

分譲宅地「ナスパルタウン」の令和 3 年度の販売実績は 2 区画で、残り 2 区画であります。

続きまして議案第 92 号 令和 3 年度大山町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本会計の決算額は、歳入総額 2,191 万 4,609 円に対し、歳出総額も 2,191 万 4,609 円と、同額となっております。

だいせんホワイトトリゾートとして 12 シーズン目となりました令和 3 年度は、12 月中旬から積雪があり、91 日間営業を行いました。

新型コロナウイルスの感染拡大により先が見通せない中ではありますが、令和 2 年度よりはエリアを拡大して営業を行ったため、入り込みは前年比 21.7%増の 11.2 万人となりました。

続きまして議案第 93 号 令和 3 年度大山町水道事業会計決算の認定について、提案理由のご説明をいたします。

はじめに業務の状況ですが、給水栓数 5,897 栓、給水人口 1 万 3,730 人に年間総配水量 182 万 1,730 立方メートルを供給し、有収率は 77.1%でした。

経理の状況につきまして、決算報告書 1、2 ページは消費税込で、収益的収入の水道事業収益は 3 億 84 万 3,164 円、支出の水道事業費用は 2 億 6,794 万 4,468 円であります。

次に、資本的収入は、企業債の借入 2 億 9,830 万円、企業債償還の補助としての出資金 2,090 万 2,259 円、中山第 2 配水池整備工事の国補助金 295 万 5,000 円で合計 3 億 2,215 万 7,259 円であります。

続きまして、資本的支出では、中山第 2 配水池整備工事や名和第 3 水源整備設計業務等による建設改良費が 3 億 1,010 万 8,208 円、企業債償還金が 1 億 404 万 3,599 円で、資本的支出合計が 4 億 1,415 万 1,807 円であります。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（米本 隆記君） 令和 3 年度各会計決算に関する議案についての提案理由の説明が終わりましたので、ここで監査委員の審査報告を求めます。

石黒澄男代表監査委員。

○代表監査委員（石黒 澄男君） 監査委員の石黒でございます。よろしく申し上げます。

令和 3 年度大山町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の審査結果につきまして意見を申し上げます。

私と野口監査委員の二人で監査をおこなったところでございますけれども、私のほうが代表して報告させていただきます。

意見書の説明の前に、暑いなか細部にわたって監査に協力いただきました大山町職員の方々に感謝申し上げます。

意見書につきましては、お配りしておりますので、主だったところのみ朗読させていただきます報告とさせていただきます。

まず、第 1 の審査の概要につきましては、ご覧のとおりでありますので、省略させていただきます。

第 2 の審査の結果についてでございます。

決算計数についてですが、審査に付された各会計の歳入歳出決算書・歳入歳出事項別明細書及び財産に関する調書等は、いずれも関係法令に準拠して作成されたものであり、適正なものと確認いたしました。

また、決算に表示されている計数は、関係諸帳票及び証憑書類の計数と合致しており、正確であると認められました。

予算執行及び出納事務処理に係る各会計の数値につきましても、適正に執行されていることが認められました。

次の第3の会計別執行状況については、ご覧のとおりでありますので省略させていただきます。

続いて第4の基金運用状況についてです。

令和3年度末の基金現在高は76億8,781万4,000円と、前年度末に比べて5億5,547万1,000円増加しております。本町が管理する基金は、一般会計及び特別会計で管理する基金を合わせて25基金あり、このうち19基金が一括運用されているところであります。

基金運用については、定期預金及び債券を共有し、効率的かつ適正に運用されているものと認められました。基金は、安全性の上に有利性を考慮した運用が図られておりますが、今後はさらに厳しい財政運営となることが十分に予測されるため、その運用については財政計画等をしっかり考慮されたいとしております。

続いて第5の財産管理の状況についてですが、令和3年度における財産管理の状況は、適正に行われているものと認められました。

最後に第6の指摘事項等についてです。

令和3年度決算審査において、指摘事項はございません。監査意見は5件上げております。

1件目、本町町民の健康づくり推進に係る取り組みについては、各種健康診査事業、人間ドックへの助成事業など健診等が受けやすい環境を整えられてきたところであり、これまでも受診率の向上には様々な努力を重ねられてきたところであると承知しております。

なお、検診受診者の検診結果は、町民の健康状態の把握のみならず、今後の検診受診率向上の施策を展開するためのバックデータとなり得るので、基礎資料として整理することも検討されたいとしております。

2件目、大山町観光協会の組織体制については昨年度も記述したことですが、町が一体となって検討すべき課題だと捉えております。町全体に目を向けた、より効果的な観光事業を推進する組織への一本化など、最適な組織体制を検討されたいとしております。このたびの決算審査では、検討の経過を確認することはできましたが、結論の確認までには至りませんでした。今後の方向性の議論を慎重かつ確実に進められたいとしております。

3件目、本町の地籍調査進捗率は令和3年度末時点において65.56%となっており、調査が完了するまでには20年から30年程度はかかると聞いています。今後の調査区域は山林部で危険を伴う上、境界を把握している地権者も高齢となり、調査の推進にも困難な状況が伺えます。

そのような中、令和4年度には、先進的な取り組みとして、リモートセンシングデータを活用した地籍調査を県内でも先駆けて実施するとの説明を受け、住民である地権者も危険を伴う現地へ行くことなく、また広範囲の調査を短期間で完了することが

可能となることから、課題とされた早期完了へ向けた取り組みに大きく期待するところであります。

4 件目、指定管理制度により指定管理される施設が、令和 3 年度末時点で 31 施設となっており、民間の活力とノウハウを生かした施設管理が本町においても浸透している状況であります。このたびの決算審査の中では、指定管理施設についても適切に事業実施されているか審査を行ったところであり、維持管理が適切に行われていることを確認しました。ただし、運営コストが適切な水準で算出され、指定管理料が適正な金額なのかという視点で、別途監査の必要性を検討していますので、監査実施の際にはご協力をお願いしたいとしております。

5 件目、行財政改革については、限られた予算の中で効率的な行政運営に取り組んでおられるなか、令和 3 年度に実施された業務量調査の結果を踏まえ、ICT の活用などにより業務負担の軽減等職員の働き方の見直しや、業務改革と住民サービスの向上の一体的な推進に一層努められたいとしております。

また、本町の歳入のうち多くが依存財源で、自主財源は歳入全体の 25% 程度であります。その中でもふるさと応援寄付金は順調に伸び、令和 3 年度は 5 億円を超える寄付額となり、寄付金額、寄付件数ともに過去最高となっております。企画課営業企画室を中心に、安定的な財源となるよう今後とも自主財源の確保に努められたいとしております。

続きまして、令和 3 年度大山町水道事業会計決算審査意見書の説明を申し上げます。

決算計数についてですが、諸帳簿と合致しており、いずれも正確であると認められました。審査の概要、審査した書類、執行状況、そして業務内容につきましては、資料に記載のとおりでございますので説明は省略させていただきます。

最後の結びのところを読み上げさせていただきます。

令和元年度に水道法の一部を改正する法律が施行され、長期的な観点での施設更新、水道施設台帳の整備など適正な資産管理の推進が求められております。

本町においては、水源池、配水池など施設の更新が行われつつあり、管路施設についても旧中山町地区から布設替えが順次進められる見通しであります。計画的な事業遂行のため、体制整備を適宜進められたいとしております。

令和 3 年度水道使用料未収金は 167 万円で前年度に引き続き徴収対策の実績がみられます。過年度未収金 1,573 万 9,000 円との合計は 1,740 万 9,000 円となっております。徴収対策の一層の強化に努められたいとしております。

続きまして、令和 3 年度決算に基づく大山町健全化判断比率の審査についての意見書でございます。

審査の概要については説明を省略させていただきます。

審査の結果の内、総合意見としましては、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められ

るとしております。

是正改善を要する事項ですが、審査に付された地方公共団体財政健全化法に基づく判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、是正・改善を要する事項はないと認められます。

令和3年度決算に基づく大山町資金不足比率の審査についての報告でございます。

審査の概要につきましては説明を省略させていただきます。

審査の結果のうち、総合意見としましては、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、令和3年度決算書等と照合した結果、いずれも適正に作成されているものと認められるとしております。

是正改善を要する事項につきましても、特に指摘すべき事項はないとしております。

以上、報告申し上げます。ありがとうございました。

○議長（米本 隆記君） 監査委員には、令和3年度の決算審査について、大変お世話になりました。厚くお礼申し上げます。

日程第25 議案第94号～日程第30 議案第99号

○議長（米本 隆記君） 日程第25、議案第94号 令和4年度大山町一般会計補正予算（第6号）から、日程第30、議案第99号 令和4年度大山町水道事業会計補正予算（第3号）までの計6件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） それでは引き続き提案理由の説明をさせていただきます。

議案第94号 令和4年度大山町一般会計補正予算（第6号）については、自治会等が除雪作業に使用する小型除雪機の購入に要する経費を補助する『小型除雪機購入費補助金』や、生ごみの削減を図ることを目的に実施する『生ごみ処理機等購入補助金』などの新規計上、ふるさと応援寄附金事業や大山西小学校グラウンド改修事業の追加など、既定の事業内容の変更又は追加の必要が出てきたことなどにより、歳入歳出予算の過不足を調整するため、本議会の議決を求めるものであります。

この補正予算第6号は、既定の歳入歳出予算の総額に4億1,214万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を118億1,304万4,000円とするものであります。

続きまして議案第95号 令和4年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算（第1号）については、水道施設老朽化に伴う修繕が多発しており修繕料の増額を行うもので、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ500万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,491万3,000円とするものです。

続きまして議案第96号 令和4年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）については、昇給に伴う給料、新型コロナワクチン集団接種に係る診療所職員の時間外勤務手当の増額が主なもので、既定の歳入歳出予算に、それぞれ210万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ3億2,505万2,000円とするもの

です。

続きまして議案第 97 号 令和 4 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）については、PCB 廃棄物の処分及び用地境界復元に係る委託料、制御盤更新工事、移動脱水車の維持管理にかかる費用負担、並びに処理施設設備機器の故障に伴う修繕料が主なもので、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1,752 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 5 億 790 万 7,000 円とするものです。

続きまして議案第 98 号 令和 4 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）については、下水管路詳細設計業務委託料、移動脱水車の維持管理にかかる費用負担並びに処理施設設備機器の故障に伴う修繕料が主なもので、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1,646 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 億 9,800 万 5,000 円とするものです。

続きまして議案第 99 号 令和 4 年度大山町水道事業会計補正予算（第 3 号）については、資本的支出として、検針員の増員に伴い、今年度更新する検針機を新たに追加するとともに、インボイス制度に対応した検針票に変更するため、固定資産購入費を 85 万 1,000 円増額するものです。

以上で提案理由の説明を終わります。

散会報告

○議長（米本 隆記君） 以上で、本日の日程は終了しました。

次会は、9 月 9 日に会議を開きますので、午前 9 時 30 分までに本議場に集合してください。

本日は、これで散会します。

午前 11 時散会